

平成四年総理府令第五十三号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第七条第二項第三号の規定に基づき、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(窒素酸化物の総量の算定)

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「法」という。)第七条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により窒素酸化物対策地域における窒素酸化物の排出と二酸化窒素の濃度との定量的な関係を推定し、当該窒素酸化物対策地域の二酸化窒素の濃度が二酸化窒素に係る大気環境基準を確保する濃度となる場合に当該窒素酸化物対策地域において大気中に排出される窒素酸化物の総量となるよう算定するものとする。

一 風向、風速等の気象条件

二 自動車の交通量等窒素酸化物の発生源の状況

三 窒素酸化物の排出状況

四 窒素酸化物対策地域に影響を及ぼす当該窒素酸化物対策地域外における窒素酸化物の発生源の状況及び排出状況

五 二酸化窒素による大気汚染の状況

六 その他総量の算定に必要な事項

2 前項の大気汚染予測手法は、大気汚染物質の拡散に関する理論式及び窒素酸化物の二酸化窒素への変換に関する経験式等に基づいて電子計算機を利用して計算を行うことなどにより、窒素酸化物の排出と二酸化窒素による大気の汚染との関係を定量的に明らかにする手法であつて、当該手法を用いて推定された大気の汚染と実測された大気の汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならぬ。

(粒子状物質の総量の算定)

第二条 法第九条第二項第一号及び同項第三号の原因物質を粒子状物質に換算した総量は、粒子状物質対策地域における各原因物質の排出量に当該粒子状物質対策地域において当該各原因物質の排出が原因となって生成する浮遊粒子状物質の当該粒子状物質対策地域における浮遊粒子状物質の濃度に占める寄与の程度を基礎として算出した係数を乗じることにより算定するものとする。

2 法第九条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により粒子状物質対策地域における粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質の濃度との定量的な関係を推定し、当該粒子状物質対策地域の浮遊粒子状物質の濃度が浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する濃度となる場合に当該粒子状物質対策地域において大気中に排出される粒子状物質の総量(各原因物質の排出量を前項に定めるところにより粒子状物質の総量に換算したもの)を合算した量となるよう算定するものとする。

一 風向、風速等の気象条件

二 自動車の交通量等粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況

三 粒子状物質対策地域に影響を及ぼす当該粒子状物質対策地域外における粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況及び排出状況

四 因物質の総量の算定に必要な事項

五 浮遊粒子状物質による大気汚染の状況

六 その他総量の算定に必要な事項

3 前項の大気汚染予測手法は、大気汚染物質の拡散に関する理論式及び各原因物質の浮遊粒子状物質への変換に関する経験式等に基づいて電子計算機を利用して計算を行うことなどにより、粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質による大気の汚染との関係を定量的に明らかにする手法であつて、当該手法を用いて推定される大気の汚染と実測された大気の汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならない。

(特種自動車)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。)第四条第六号の環境省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一 散水自動車

二 広告宣伝用自動車

三 靈柩自動車

四 タンク自動車

五 医療防疫用自動車

六 警察自動車

七 救急自動車

八 消防自動車

九 高所作業自動車その他の作業用自動車

十 クレーン自動車

十一 身体障害者輸送自動車

十二 ふん尿自動車

十三 廉芥自動車

十四 清掃自動車

十五 キャンピング自動車

十六 コンクリート・ミキサー自動車

十七 販売自動車

十八 冷蔵冷凍自動車

十九 教習用自動車(道路交通事故法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条第一項の指定自動車)

二十 教習所が専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供する自動車をいう。)

二十一 その他の構造、装置及び用途が前各号に掲げる自動車に類する自動車

第四条 法第十二条第一項の窒素酸化物排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(窒素酸化物排出基準等)

1 一次号に掲げる自動車以外の自動車 別表第一に掲げる自動車排出窒素酸化物の量の許容限度

2 乗用自動車(令第四条第五号に規定する乗用自動車をいう。次項において同じ。)及び特種自動車(令第四条第六号に規定する特種自動車をいう。次項において同じ。)のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの 別表第二に掲げる自動車排出窒素酸化物の量の許容限度

3 法第十二条第一項の粒子状物質排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 次号に掲げる自動車以外の自動車 別表第三に掲げる自動車排出粒子状物質の量の許容限度

2 乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの 別表第二に掲げる自動車排出粒子状物質の量の許容限度

3 法第二十条第一項第六号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 駐車場の位置及び収容台数

2 法第二十条第一項第六号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

3 法第二十条第一項第七号の自動車排出窒素酸化物等の総量の予測の算定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 自動車排出窒素酸化物については、一年当たりの自動車の予測来場台数に、自動車一台当たりの窒素酸化物重点対策地区内の走行距離(キロメートルで表した走行距離をいう。次号にお

るものに限る。構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成八年三月三十一日以前である特例自動車であつて、特例期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特例期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特例期日の翌日から新府令第四条の規定を適用する。

（施行期日）
この省令
附則

1 この省令は、平成十三年十二月十五日から施行する。
附 則 (平成一四年三月一日環境省令第三号)

（平成一四年三月一日環境省令第三号）

二 小型貨物自動車（令第四条第一号に規定する小型貨物自動車をいう。附則第七条において同じ。）	一 普通貨物自動車（令第四条第一号に規定する普通貨物自動車をいう。附則第七条において同じ。）	自動車の種別	初度登録日	期日	
				日以前	平成元年九月三十日以前
平成二年十月一日以前	平成八年十月一日以前	平成五年十月一日以前	平成元年十月一日以前	平成十五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日以前
平成六年九月三十日以前	平成八年九月三十日以前	平成八年十月一日以前	平成八年九月三十日以前	平成十五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日以前
平成二年十月一日以前	平成八年十月一日以前	平成五年十月一日以前	平成元年十月一日以前	平成十五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日以前
平成六年九月三十日以前	平成八年十月一日以前	平成五年十月一日以前	平成元年十月一日以前	平成十五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日以前

第三条	初度登録日が昭和六十三年十月一日から平成四年九月三十日までの間である特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（附則第五条に該当するもの及び令別表第一の五の項に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る特定期日は、令第五条第一項の規定に係る特定期日は、令第五条第一項の規定にかかるわらず、特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日とする。	四マイクロバス（令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。附則第七条において同じ。）及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであつて法第十三条第一項の規定適用を受けるものを除く。）	平成六年十月一日以降	平成十七年九月三十日以降
			昭和六十一年九月三十日以前	昭和六十一年十月一日以降
第五条	新規則第四条第一項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車（法及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（法第十三条第一項の規	四マイクロバス（令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。附則第七条において同じ。）及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであつて法第十三条第一項の規定適用を受けるものを除く。）	平成九年十月一日以降	平成十六年九月三十日以降
			昭和六十二年九月三十日以前	昭和六十二年十月一日以降
第六条	令別表第二の五の項に該当する特種自動車（次条に該当するものと同一のもの）に係る特定期日は、令第五条第二項において準用する同条第一項に規定する特定期日をいう。）は、同項の規定にかかるわらず、特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日とする。	三特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの	平成六年十月一日以降	平成十七年九月三十日以降
			昭和六十三年十月一日以前	昭和六十三年十月一日以降
第七条	新規則第四条第二項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車（法第十三条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けたものに限る）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員一人未満のものであつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新規則第四条第一項の規定を適用する。	一乗用自動車（二の項に該当するものを除く）	初度登録日	期日
			平成元年九月三十日以前	平成十五年九月三十日以前

第三条	初度登録日が昭和六十三年十月一日から平成四年九月三十日までの間である特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（附則第五条に該当するもの及び令別表第一の五の項に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る特定期日（令第五条第一項に規定する特定期日をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定にかかるわらず、平成十六年九月三十日とし、初度登録日が平成四年十月一日から平成七年九月三十日までの間である特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（附則第五条に該当するもの及び令別表第一の五の項に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る特定期日（令第五条第一項に規定する特定期日をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定にかかるわらず、平成十七年九月三十日とする。	四マイクロバス（令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。附則第七条において同じ。）及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであつて法第十三条第一項の規定適用を受けるものを除く。）	平成六年十月一日以降	平成十七年九月三十日以降
			昭和六十一年九月三十日以前	昭和六十一年十月一日以降
第五条	新規則第四条第一項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車（法及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（法第十三条第一項の規	四マイクロバス（令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。附則第七条において同じ。）及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであつて法第十三条第一項の規定適用を受けるものを除く。）	平成九年十月一日以降	平成十六年九月三十日以降
			昭和六十二年九月三十日以前	昭和六十二年十月一日以降
第六条	令別表第二の五の項に該当する特種自動車（次条に該当するものと同一のもの）に係る特定期日は、令第五条第二項において準用する同条第一項に規定する特定期日をいう。）は、同項の規定にかかるわらず、特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日とする。	三特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの	平成六年十月一日以降	平成十七年九月三十日以降
			昭和六十三年十月一日以前	昭和六十三年十月一日以降
第七条	新規則第四条第二項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車（法第十三条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けたものに限る）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員一人未満のものであつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新規則第四条第一項の規定を適用する。	一乗用自動車（二の項に該当するものを除く）	初度登録日	期日
			平成元年九月三十日以前	平成十五年九月三十日以前

欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同一表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。(以下この条において同じ)。以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査(特定期日の翌日以後に受けるものに限る)、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車であつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの(特定期日以後の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。)については、特定期日の翌日から新規則第四条第一項の規定を適用する。

第八条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）による改正前の令別表第一に掲げる区

域内に使用の本拠の位置を有する自動車（乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）に係る法第十二条第一項に規定する窒素酸化物の排出量に関する基準及びその適用については、新規則第四条第一項に規定する窒素酸化物排出基準が適用されるまでの間は、同項及び令第五条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月二一日環境省令第一九号）
この省令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十一年四月一日）

附則（平成二十三年三月三〇日環境省令第四号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則
(令和二年一二月二八日環境省令第三一号)

平成五年十月一日以降、平成八月三十日以前

る間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

—

原動機を無負荷運転している状態	発進から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態
速度二十キロメートル毎時における定速走行状態	速度二十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	速度四十キロメートル毎時から速度二十キロメートル毎時に至る減速走行状態
速度四十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	速度四十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る加速走行状態
原動機を無負荷運転している状態	原動機を無負荷運転している状態
発進から速度五十キロメートル毎時に至る加速走行状態	発進から速度五十キロメートル毎時に至る加速走行状態
速度五十キロメートル毎時における定速走行状態	速度五十キロメートル毎時における定速走行状態
速度五十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る減速走行状態	速度五十キロメートル毎時から速度四十キロメートル毎時に至る減速走行状態
速度四十キロメートル毎時における定速走行状態	速度四十キロメートル毎時における定速走行状態
速度四十キロメートル毎時から速度六十キロメートル毎時に至る加速走行状態	速度四十キロメートル毎時から速度六十キロメートル毎時に至る加速走行状態
速度六十キロメートル毎時における定速走行状態	速度六十キロメートル毎時における定速走行状態
速度六十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る減速走行状態	速度六十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る減速走行状態
速度七十キロメートル毎時における定速走行状態	速度七十キロメートル毎時における定速走行状態
速度七十キロメートル毎時から速度五十キロメートル毎時に至る減速走行状態	速度七十キロメートル毎時から速度五十キロメートル毎時に至る減速走行状態
速度五十キロメートル毎時における定速走行状態	速度五十キロメートル毎時における定速走行状態
速度五十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る加速走行状態	速度五十キロメートル毎時から速度七十キロメートル毎時に至る加速走行状態
速度七十キロメートル毎時における定速走行状態	速度七十キロメートル毎時における定速走行状態
速度七十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	速度七十キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態
原動機を無負荷運転している状態	原動機を無負荷運転している状態
ディーゼル自動車用シックス・モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄	条件で運転する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれるスの濃度を体積比で表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値、自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

原動機を全負荷運転している状態	○・三五五
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	○・七一〇
原動機を最高出力時の回転数の四十分の二十二点五パーセントにして運転している状態	○・五九〇
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で全負荷運転している状態	○・一〇七
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	○・一一一
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	○・二八六
十三モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に示す各モードの運転時間と、各モードの運転時間に対する合計運転時間の割合をもとに算出した各モードの運転時間	○・二八六

運転条件	運転順序	係数
原動機を無負荷運転している状態	一	○・一五
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	二	○・〇三
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	三	○・〇三
原動機を無負荷運転している状態	四	○・一五
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	五	○・〇八
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	六	○・一一
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	七	○・一〇五
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	八	○・〇六
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十分の一にして運転している状態	九	○・〇三
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	十	○・〇二
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	十一	○・〇九
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十分の一にして運転している状態	十二	○・〇六
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十分の一にして運転している状態	十三	○・〇九
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十分の一にして運転している状態	一四	○・一五
原動機を二千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧(大気圧よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差)をいう。以下この表において同じ。)は、十六・七キロパスカルとする。)	一五	○・一五
原動機を三千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、十六・七キロパスカルとする。)	一六	○・一五
原動機を無負荷運転している状態	運転条件	係數
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の四十パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の六十分の一にして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の八十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十五パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十パーセントにして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の八十分の一にして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の九十分の一にして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を最高出力時の回転数の四十パーセントの回転数でその負荷を全負荷の二十分の一にして運転している状態	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を二千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧(大気圧よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差)をいう。以下この表において同じ。)は、十六・七キロパスカルとする。)	原動機を無負荷運転している状態	係数
原動機を三千回転の回転数で運転している状態(この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、十六・七キロパスカルとする。)	原動機を無負荷運転している状態	係数

原動機を三千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、二十六・七キロパスカルとする。）	○・二
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・〇キロパスカルとする。）	五四
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・〇キロパスカルとする。）	○・一
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・〇キロパスカルとする。）から化器の絞り弁を全閉にして千回転の回転数に減速運転している状態（この場合において、原動機の回転数を二千回転から千回転に減速するに要する時間は十秒間とする。）	三九

車 軽油を燃料とする自動 テン・モードによる測定若しくは十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四八グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百

別表第三（第四条関係）

備考 測定の方法は、別表第一の備考に掲げる方法とする。

車両総重量の区分	車両総重量が千七百キログラム以下るもの	車両総重量が千七百キログラム以下るもの	車両総重量が二千五百キログラム以下のもの	車両総重量が三千五百キログラム以下のもの
自動車排出粒子状物質の量の許容限度	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	自動車排出粒子状物質の量の許容限度
十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇五五グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・〇六グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・一七五グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・一九グラム	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四九グラム
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
自 備考	自動車	自動車	自動車	自動車

様式第一（第五条第四項関係）

備考 測定の方法は、別表第一の備考に掲げる方法とする。

様式第一（第五条第四項関係）

特定建物届出書
年月日
都道府県知事 殿
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記
1. 特定建物の名称及び所在地 2. 特定建物において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 3. 特定建物の新設をする日 4. 特定建物の用途 5. 特定建物の特定部分の延べ面積の合計 6. 特定建物の自動車の駐車のための施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 (2) 荷さばき施設の位置及び面積 7. 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の総量の予測 8. 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

備考 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第二（第七条関係）

車 軽油を燃料とする自動 テン・モードによる測定若しくは十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当たり〇・四八グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百

別表第四（第四条関係）

備考 測定の方法は、別表第一の備考に掲げる方法とする。

様式第二（第七条関係）

特定建物を設置している者の変更事項届出書
年月日
都道府県知事 殿
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記
1. 特定建物の名称及び所在地 2. 変更しようとする事項 (変更前) (変更後) 3. 変更する年月日 4. 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項 (1) 特定建物において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 特定建物の用途 (3) 特定建物の特定部分の延べ面積の合計 (4) 特定建物の自動車の駐車のための施設の配置に関する事項 ①駐車場の位置及び収容台数 ②荷さばき施設の位置及び面積 (5) 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の総量の予測 (6) 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

備考 届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第三 (第八条関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第23条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 変更した事項
(変更前)
(変更後)
3. 変更の年月日
4. 変更する理由

備考

届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第四 (第九条第二項関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第23条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
3. 変更の年月日
4. 変更する理由

備考

届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第五 (第十条関係)

特定建物廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第23条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 特定建物の廃止前の用途
3. 特定建物の廃止前の特定部分の延べ面積の合計
4. 特定建物の特定部分の延べ面積の合計が都道府県の条例で定める規模未満となる日
5. 変更する理由

備考

届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第六 (第十二条関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第24条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
3. 変更する理由

備考

届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第七（第十二条関係）

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第25条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
3. 変更する理由

備考

届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第八（第十三条関係）

承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第27条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 特定建物の名称及び所在地
2. 特定建物の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
3. 特定建物の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
4. 特定建物の譲渡、相続、合併又は分割の理由
5. 特定建物内の譲渡、相続又は分割に係る特定部分の延べ面積

備考

(1) 特定建物の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
(2) 届出書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。